## M.H.奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、M.H.奨学金(Miyoko Heart 奨学金)の給付にあたって必要な事項を 定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 この奨学金は、村上美代子氏からの指定寄付金を原資とし、聖隷クリストファー大学看護学部卒業後、国内外を問わず看護師、保健師、助産師又は養護教諭として 社会に貢献する志を有する優れた学生の中から、奨学金給付を希望する学生を選 考し、給付するものである。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、一人につき50万円とする。

(資格)

- 第4条 奨学生になることのできる者は、聖隷クリストファー大学看護学部に在籍する学生 で、学業成績、人物ともに優秀な者でなければならない。
  - 2. 奨学生は、1・2年次の学業成績を考慮し、原則として3年次生もしくは4年次生から選考する。
  - 3. 過去に M.H.奨学生又は難波千鳥奨学生に採用されていない者とする。

(奨学生)

第5条 この規程により奨学金を受ける者を M.H.奨学生という。

(選考)

- 第6条 奨学生候補者の選考は、聖隷クリストファー大学M.H.奨学金奨学生選考委員会で 行い、学長に報告・了承を得て、候補者4名を推薦し、執行役員会が決定する。
  - 2. 候補者の推薦は、M.H.奨学生と難波千鳥奨学生の両方に応募した場合は、いずれかとする。

(選考委員会)

- 第7条 選考委員会は、看護学部長、学生部長、看護学部教務委員長、学生サービスセン ター長をもって組織する。
  - 2. 選考委員会の参考とするため、学生部長は予め学生部の看護学部委員から意見を聴くことができるものとする。

(採用人数)

第8条 奨学生の採用人数は毎年度2名とする。

(採用手続き)

第9条 奨学生に採用された者は、所定の誓約書を提出しなければならない。

(給付期間)

第10条 奨学金の給付期間は、原則として当該年度のみとする。

(異動)

- 第 11 条 奨学生は、次の各号に該当する場合は必要書類を提出しなければならない。
  - (1) 休学又は退学等の学籍異動
  - (2) 本人の身分、その他重要事項の変更

(資格喪失)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合、理事長は選考委員会の議

を経て、その資格を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- (2) 退学もしくは除籍されたとき
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (4) 学則による処分を受けたとき
- (5) その他奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき

(返還)

第 13 条 奨学生が年度の途中において奨学生としての資格を喪失したときは、既に給付さ れた奨学金の一部又は全額を返還させることができるものとする。

(事務取り扱い)

第14条 この奨学金の事務取り扱いは、学生サービスセンターが行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか必要なことは執行役員会が決定する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、執行役員会が行う。

附則 この規程は1996年4月1日から施行する。

附則 2000年5月19日一部改定(選考委員会、事務取り扱い)

附則 2002年5月17日一部改定(校名、選考委員会)

附則 2005年4月1日一部改定(常勤理事会を執行役員会に変更)

附則 2006年6月16日一部改定(趣旨)

附則 2007年5月21日一部改定(選考、選考委員会)

附則 2024年4月1日一部改定(趣旨、資格、選考)